

「日中一時支援」重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して障害者総合支援法に基づく日中一時支援サービスを提供します。事業所概要や提供されるサービス内容、契約上注意して頂きたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者概要

事業者名	株式会社ハートサービス
主たる事務所の所在地	大垣市矢道町1丁目23番地
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 清水 洋一
電話番号	0584-93-0810
ホームページ	http://www.heart-gp.org/sv-top/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ハートサービス ぬくもりの郷
所在地	大垣市矢道町1丁目23番地
指定事業者番号	2142100011
電話番号	0584-93-1811

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	日中一時支援サービスは、障害者総合支援法に基づき、生活相談員又は介護職員、看護職員等が身体障害者に対し、適正な日中一時支援サービスを提供することを目的として、サービスを提供します。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して日中一時支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 常勤換算 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	計	常勤	非常勤	専従 兼務	業務内容	資格別人数
管理者	1	1		兼務	業務の総括	ヘルパー2級
介護職員	11	8	3	専従 10 兼務 1	生活上必要な介護提供	介護福祉士 4名 ヘルパー2級 3名 初任者 4名
生活相談員	2	1	1	専従 1 兼務 1	日常生活に必要なすべての相談	社会福祉主事 2名
看護職員	4	2	2	専従 4	健康管理等看護の提供	准看護師 4名
機能訓練指導員	1	1		専従	機能訓練の提供	柔道整復師 1名
管理栄養士	1		1	専従	食事の栄養管理と提供	管理栄養士
事務職員	1		1	兼務	必要な事務	

5. 営業日及び営業時間

営業日	毎日（但し12月31日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで

※事業所勤務時間外は、電話等により常時連絡が可能な体制とします。

6. 日中一時支援サービス等を提供する主たる対象者

身体障害者（18歳未満の者を除く。）

7. サービス利用料金

(1) 自己負担額は、負担例として利用料金総額の1割で算定したものです。 単位：円

区分	所要時間4時間未満		所要時間4時間以上8時間未満	
	利用料金	自己負担額	利用料金	自己負担額
区分1	1,270	127	2,530	253
区分2	1,270	127	2,530	253
区分3	1,450	145	2,900	290
区分4	1,610	161	3,220	322
区分5	1,950	195	3,900	390
区分6	2,300	230	4,600	460
療養介護対象者	6,700	670	13,410	1,340
送迎加算	500	50	500	50

※1「サービス提供時間」とは、支援計画に位置付けられた時間であり、実際に利用された時間ではありません。

※2 ご利用者が未だ市町村から支給量の決定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を—お支払いいただきます。市町村から支給量の決定を受けた後、自己負担額を除く金額が、市町村から払い戻されます。(これを「償還払い」といいます。)

※3 ご契約者に対し1か月分の利用料について、サービス提供の翌日10日に請求書を発行いたしますので、請求書を受け取られた月の末日までにお支払下さい。

自動口座振替でお支払いの方は、各金融機関指定の振替日に自動口座振替させていただきます。ご入金・自動口座振替の確認ができましたら、領収書を発行いたします。

(2) 障害者総合支援法の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費、おやつ代 契約者の食費及びおやつ代を下記の通りお支払いいただきます。

食費	1回当たり	540円
おやつ代	1回当たり	100円

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担して頂くことが適当であるものに係る以下の費用を負担して頂きます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

8. 緊急時における対応方法

(1) 緊急連絡等

介護員等は、サービス利用中にご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族等に速やかに連絡します。

(2) 救急車等の手配

緊急事態発生時でご家族等あらかじめ決められた緊急連絡先との連絡が取れない場合は、事業者の判断で搬送先等を決定します。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止の為の措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

12. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、大垣市とします。

13. 介護給付費の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申出ください。

14. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 後藤 一美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

緊急の場合はこの限りではありません。

(2) その他苦情受付機関

ご利用者が居住する市町村役場	大垣市役所 0584-81-4111（代）
岐阜県運営適正化委員会 （社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内）	電話番号 058-278-5136 受付時間 平日9:00～17:00

15. 個人情報の提供に係る同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

(1) 医療上の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。

(2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること

(3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること

＜個人情報の提供に係る事業所の遵守事項＞

(1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。

(2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

16. 重要事項の閲覧について

この重要事項については、ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

17. 写真・動画に係る同意書

当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した写真（画像）を事業所が発行する広報誌等に使用させていただきます。

同意する

同意しない